

# 福島避難者帰還等就職支援事業

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第68条及び第77条の規定に基づき、福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域等からの避難者（その避難している地域に住所を移転した者を含む。）の避難先での就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう、就職支援体制の整備を図る。

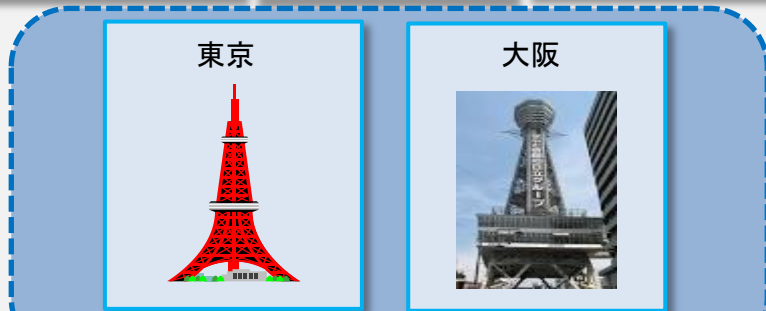
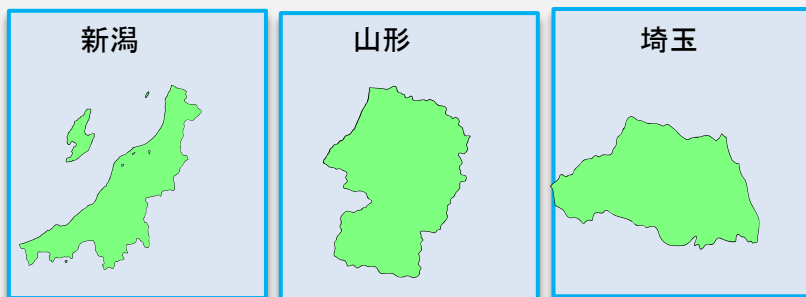
## 避難者が多い地域

### 福島帰還希望者就職支援事業

「福島就職支援コーナー」を新潟、山形、埼玉、東京、大阪労働局管内のハローワークに設置し、福島県へ帰還して就職することを希望している避難者に対して、きめ細やかな支援を行う。

また、福島県内の企業を集めた合同面接会を大都市圏等で実施。

### 福島就職支援コーナー設置地域



### 合同面接会実施地域

## 福島県

### 福島雇用促進支援事業

福島県内のうち、避難解除区域に帰還する労働者等の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業を委託して実施。

### 福島雇用創出総合支援事業

就職支援コーディネーターを配置し、福島雇用促進支援事業、地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業等、市町村の実情に応じた活用方法等を提案し、福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援。

また、福島就職支援コーナーへの情報提供等、積極的に連携。

### 福島避難者等就職支援事業

- ① 就職支援ナビゲーターを配置し、福島県内に避難している求職者及び避難元の求職者に担当者制も含めてきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。
- ② 福島県内避難先から従来から設置されているマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業または帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施。

# ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援

## ○ ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業相談・職業紹介を実施

- (1) 除染、復興需要で生じる求人の開拓・確保
- (2) 必要な求職者に対して、担当者制による個別支援、訓練への誘導など、きめ細かな就職支援の実施  
また、個別相談の際に、就職先が未決定な理由等も把握し、求人情報等を郵送等により提供
- (3) 広域職業紹介の実施
  - ・全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換給付金制度（「広域求職活動費（面接旅費）」「移転費（転居費）」の支給）の活用
- (4) 出張相談の実施
  - ・ハローワークから仮設住宅等へ出向き、職業相談、雇用保険の手続きの相談、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
- (5) 職場見学会、合同就職面接会を開催
  - ・水産加工業等、地元企業への職場見学会、地方自治体等とも協力した就職面接会を開催



職業相談の様子

マイクロバスで行く 第10回  
受付終了  
オープン・ワーク in 石巻

オープン・ワークとは、求人募集を行っている事業所の見学会です。  
普段は聞けない事業所担当者からの事業内容の説明や、施設内を直  
接見学できるチャンスです！  
参加者全員がマイクロバス等と一緒に移動し、下記の2事業所を見学  
します。

今回の事業所は  
株式会社 高橋徳治商店  
東松島市大塚字緑ヶ丘4丁目3-16

日時 10月22日(火)  
10:30~11:30

集合場所 10:00 ハローワーク石巻  
10:10 石巻駅前

(ご希望の場所を指定して下さい)

先着10名で締切ります。お早めにお申込み下さい。  
お申込み・お問合わせ  
ハローワーク石巻 0225-95-0158  
石巻サポートセンター 0120-773-161

ハローワーク石巻、及び、宮城県事業復興型雇用創出助成金活用促進業務石巻サポートセンターの協力・連携により実施します

職場見学会案内



合同就職面接会

# 東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

## 被災地全域

### 【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域(注2)の住民の方等について、窓口負担を免除・保険料を減免
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険制度等の仕組み)

## 避難指示区域等(注1)

### 【平成24・25年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により全額を財政支援(予算及び特別調整交付金)

### 【平成26年度(案)】

#### ① 避難指示区域等(注3)及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等(注4)の住民

- 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
- 国により全額を財政支援(予算及び特別調整交付金)

#### ② 旧緊急時避難準備区域等(注4)の上位所得層(注5)の住民

##### <平成26年9月末まで>

- 窓口負担・保険料の免除をさらに半年延長
- 国により全額を財政支援(予算及び特別調整交付金)

##### <平成26年10月以降>

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免を行うことができる
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内の額(障害福祉サービス等にあつては1/2)を財政支援(特別調整交付金等)

## 特定被災区域(注2)(避難指示区域等(注1)以外)

### 【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を延長
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金等)

### 【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免を行うことができる
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内の額(障害福祉サービス等にあつては1/2)を財政支援(特別調整交付金等)

(注1) 平成25年度以前の欄における「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 平成26年度の欄における「避難指示区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。

(注4) 「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②既に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注5) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定(国保では、年収約840万円以上)。介護保険・障害福祉サービス等では、その基準に相当する基準を設定。

(※) (注1)から(注4)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。 27

# 東日本大震災における被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

## 被災地全域

### 【震災発生(平成23年3月)から1年間】

(窓口負担)

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等<sup>(注1)</sup>の住民の方等について、窓口負担を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成23年度補正予算)

(保険料)

- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所について、保険料の納付を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成23年度補正予算)  
⇒ 平成24年3月以降は、賃金水準に応じて保険料負担

## 避難指示区域等<sup>(注1)</sup>

### 【平成24・25年度】

- 窓口負担の免除を**延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成24年度予算及び平成25年度予算)

## 特定被災区域<sup>(注2)</sup> (避難指示区域等<sup>(注1)</sup>以外)

- 保険者判断で窓口負担の減免を行うことができる  
【協会けんぽ】 窓口負担：平成24年9月末まで延長  
【健保組合】 窓口負担：保険者判断により延長対応
- 国による財政支援はなし(保険料負担)

### 【平成26年度(案)】

#### ① 避難指示区域等<sup>(注3)</sup>及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等<sup>(注4)</sup>の住民

- 窓口負担の免除を**さらに1年延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成26年度予算)

#### ② 旧緊急時避難準備区域等<sup>(注4)</sup>の上位所得層<sup>(注5)</sup>の住民

<平成26年9月末まで>

- 窓口負担の免除を**さらに半年延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成26年度予算)

<平成26年10月以降>

- 保険者判断で窓口負担の減免を行うことができる
- 国による財政支援はなし(保険料負担)

(注1) 平成25年度以前の欄における「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「避難指示区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。

(注4) 「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②既に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注5) 「上位所得層」とは、高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定(標準報酬月額53万円以上)。

(※) (注1)から(注4)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。

# ■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

## ■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）  
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

## ■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)

平成23年 3月18日～平成24年 3月31日	137,037件、うち暫定規制値超過1,204件（0.88%）
平成24年 4月 1日～平成25年 3月31日	278,275件、うち基準値超過2,372件（0.85%）
平成25年 4月 1日～平成25年 12月31日	261,374件、うち基準値超過 862件（0.33%）

## ■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

【原子力災害対策本部】

## ■ 食品の出荷制限

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

## ■ 食品の出荷制限等の解除

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

【原子力災害対策本部】